

令和5年度米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援  
(米を利用した新たな商品開発等の取組)に係る新商品開発等事業実施規程

制定 令和5年5月9日

## 1 目的

米の需要減少が継続する中で、米を利用した新たな商品開発等の取組により、米の需要を拡大・創出し、主食用米の需給ギャップ縮小に貢献する取組が必要である。

そのため、株式会社ぐるなび(以下「事業実施主体」という。)は、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付等要綱(平成27年4月9日付け26生産第3468号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)、米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領(平成27年4月9日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)に基づき、国の助成を受け、事業実施者が行う新商品の開発等の取組を支援する事業を実施するものとする。

本事業の実施に関しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、  
「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び「農林畜水産業関係補助金等交付規則」(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、交付等要綱、実施要領及びこの事業実施規程に定めるところによる。

## 2 事業の対象

本事業の対象は、米及び米加工品とする。

## 3 事業実施者の要件

4の事業実施者は、米を利用した新たな商品開発等の取組を行う意思及び具体的計画並びに当該取組を的確に実施することができる能力を有する事業者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、事業計画書、報告書、収支決算書等(これらの定めのない者にあつてはこれらに準ずるもの。)を備えていること。
- (2) 主たる事務所が日本国内に所在し、本事業の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- (3) 法人等(個人、法人及び団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 4 事業の内容

事業実施主体は、事業実施者が行う次の(1)から(3)までに掲げる取組(注)について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。なお、新商品とは、事業実施者がこれまで製造・販売をしていない新規性のある商品・メニュー(既存商品の原料米の切り替え、パッケージの変更や商品の形状の変更等のみを行うものを除く。)とする。

(注) 実施要領別記3の4の(1)の②により実施する米を利用した新商品のアイデアを募るコンテストにおける受賞アイデアの商品化・事業化を含む。

### (1) 新商品の開発等に必要となる検討・試作品の製造等

- ① 検討会の開催、市場動向調査の実施
- ② 試作用原料の調達
- ③ 試作品(新商品の開発過程で試作したもの及び展示会等で見本・試供品として利用するために少量で製造するものをいい、有償で販売するものや、無償であっても認知度向上等を目的として相当数を配布するものは含まない。以下同じ。)の製造、パッケージの開発等
- ④ 成分分析、評価検討会の開催等

- (2) 新商品の開発・製造等に必要な機器の開発・改良等  
新商品の製造用機器等の開発・改良及び新たに開発・改良した機器の導入・設置
- (3) 新商品のプロモーション
  - ① PRのためのパンフレット等の作成
  - ② 試食会等の開催、商談会等への出展
  - ③ テストマーケティング（不特定多数の人に対し、期間を限って試験的に新商品を有償で販売し、商品仕様、消費者の反応等を測定・分析し、本格的な製造・販売活動につなげるための事業をいう。以下同じ。）

## 5 補助対象経費、補助率等

### (1) 補助対象経費

4の(1)から(3)の取組に係る補助対象経費及び補助率は、別表アに掲げるとおりとし、補助対象経費の経理に当たっては、4の(1)及び(3)に掲げる取組にあつては別表イに定める費目ごとに、4の(2)に掲げる取組にあつては別表イ及び別表ウに定める費目ごとに、それぞれ整理することとする。

### (2) 留意事項

- ① 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によつて金額等を確認することができるものとする。
- ② 国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となつている取組については、本事業による補助の対象外とする。
- ③ 事業実施者は、4の(2)に掲げる取組の実施に当たり、次の事項を留意するものとする。
  - ア 機器の導入及び運用に必要な資金を確実に確保すること。
  - イ 機器の管理に当たる責任者を配置するとともに、適正な業務執行体制を確保すること。
  - ウ 本事業に係る計画の内容に見合った適切な規模の機器とすること。
- ④ 4の(2)に掲げる取組で導入する機器は、原則としてリース・レンタルにより導入するものとする。

なお、既存機器の単なる更新整備については、本事業の補助の対象外とする。

また、事業実施主体は、事業実施者が4の(2)に掲げる取組に必要な機器を導入する場合には、事業実施者が当該機器の貸付者に対し支払う費用の一部について補助するものとする。
- ⑤ 米の需要拡大・創出を図る観点から、4の(2)に掲げる取組により機器の導入（リース・レンタル以外による導入を含む。以下同じ。）を行った場合には、当該機器の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）又は貸付期間の満了時までには、当該機器を使用することにより米を使用した商品の製造に努めることとする。
- ⑥ 需要の変化による売上げの減少等やむを得ない事情により、本事業により開発した新商品の製造・販売を中止する場合には、米を利用した代替商品の製造・販売に努めることとする。また、事業実施年度を含めた4年以内における場合は、事業実施主体への報告を行うものとする。
- ⑦ 事業実施者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、委託先の選定理由書を事業実施主体へ提出し、承認を受けた上で、契約を締結し、事業実施主体に遅滞なく届け出なければならない。
- ⑧ 事業実施者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他契約等をする場合には、複数の者から見積りを徴収する等により経費の節減に努めなければならない。
- ⑨ 事業実施者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る見積り合せ等に参加しようとする者に対し、別記様式第1号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、見積り合せ等に参加させてはならない。

## 6 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定日の日から令和6年2月29日までとする。

## 7 事業実施の手續

### (1) 事業の公募

- ① 事業実施主体は、4の事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選定委員会を設置し、事業実施者を公募により採択するものとする。
- ② ①の公募を受けて、事業実施者は、別記様式第2号を用いて、新商品の開発等に係る事業実施計画（以下「新商品開発事業計画」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- ③ 公募選定委員会は、事業実施者が3の要件に合致するか、5の（2）の留意事項を満たすか、事業実施者から提出された新商品開発事業計画が4に照らして適切であるか等について審査を行うものとする。

事業実施主体は、事業実施者を公募するごとに、公募選定委員会を開催し、審査を行うものとする。

なお、市場における新規性が高いと認められる新商品の開発等により、米の新たな需要創出が大きく見込まれる取組を行う事業者について、優先的に採択するものとする。

- ④ 事業実施主体は、③の審査結果（採択（承認）又は不採択）を当該新商品開発事業計画を作成した事業実施者に対し、通知するものとする。

## （2）補助金交付の申請

- ① （1）の④により、承認の通知を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式第3号により作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- ② 事業実施者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- ③ 事業実施主体は、①の申請書の提出があったときは、審査の上、補助を交付すべきものと認められた場合は速やかに交付決定を行い、事業者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。
- ④ 事業実施者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にその旨を記載した取下書を事業実施主体に提出しなければならない。

## （3）新商品開発事業計画の重要な変更

- ① 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更等承認申請書を事業実施主体に提出し、その承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、（4）に規定する軽微な変更を除く。
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
  - ウ 4の（1）から（3）までの各経費の相互間における経費の30%を超える増減
  - エ 4の（1）から（3）までの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用
- ② 事業実施者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて事業実施主体の承認を受けることができる。
- ③ 事業実施主体は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

## （4）軽微な変更

（3）の①のアの軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- ① 事業実施者の名称変更以外の変更
- ② 事業費又は補助金の30%以内の減
- ③ 事業費の30%以内の増（補助金額の増額を伴わない変更に限る。）

## （5）事業遅延の届出

事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による遅延届出書を事業実施主体に提出し、その指示を受けなければならない。

## （6）事業遂行状況報告

- ① 事業実施者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月12日までに事業実施主体に提出しなければならない。ただし、別記様式第7号の実績報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- ② 事業実施主体は、前項による報告のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(7) 実績報告

- ① 事業実施者は、補助事業が完了したとき（（3）の①のイによる廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は補助事業の交付決定に係る年度の3月1日のいずれか早い日までに、別記様式第7号による実績報告書を事業実施主体に提出しなければならない。
- ② （2）の②のただし書の規定により交付の申請をした事業実施者は、①の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- ③ （2）の②のただし書の規定により交付の申請をした事業実施者は、①の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに事業実施主体に報告するとともに、事業実施主体による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。  
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により事業実施主体に報告しなければならない。

(8) 補助金の額の確定等

- ① 事業実施主体は、（7）の①の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施者に通知するものとする。
- ② 事業実施主体は、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- ③ 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(9) 海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱

- ① 事業実施主体は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について事業実施者に対して検討を求めることができる。
- ② 事業実施者は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、（7）の①による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。
- ③ 事業実施者は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、（7）の③に準じて事業実施主体に報告するとともに、事業実施主体の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(10) 額の再確定

- ① 事業実施者は、（8）の①の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、事業実施主体に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を（7）の①に準じて提出するものとする。
- ② 事業実施主体は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、（8）の①に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- ③ （8）の②及び③の規定は、前項の場合に準用する。

(11) 事業の評価等

- ① 事業実施者は、新商品開発事業計画に基づく取組の実施状況及び評価について、別記様式第9号により事業実施状況等報告書を作成し、交付決定のあった翌年度の4月2日までに事業実施主体に提出する。
- ② 事業実施者は、別記様式第10号により事業成果状況報告書を作成し、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、報告に係る年度の翌年度の5月31日までに事業実施主体に提出する。

- ③ 事業実施者は、9の(2)の目標年度の翌年度において、自ら成果目標の達成状況を評価し、別記様式第11号及び別記様式第12号により、目標年度の翌年度の5月31日までに事業実施主体に報告するものとする。

## 8 事業の着手

補助事業の実施については、交付決定の通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。

## 9 事業の成果目標

- (1) 事業実施者は、新商品開発事業計画において、新商品における米の使用量及び販売額について成果目標を定めるものとする。  
(2) 成果目標の達成年度は、事業実施年度から3年後の年度とする。

## 10 交付決定の取消し等

- (1) 事業実施主体は、7の(3)の①のイの規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、7の(2)の③の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。  
① 事業実施者が、法令、本事業実施規程又は法令若しくは本事業実施規程等に基づく交付決定者である事業実施主体の処分若しくは指示に違反した場合  
② 事業実施者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合  
③ 事業実施者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合  
④ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合  
(2) 事業実施主体は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。  
(3) 事業実施主体は、前項までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。  
(4) (2)の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、7の(8)の③の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の補助金の返還」とあるのは、「(2)に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付」と読み替えるものとする。

## 11 機器の管理・運営等

- (1) 事業実施主体は、本事業により機器の導入を行った事業実施者に対し、管理運営規程を定めさせ、適正に管理・運営を行わせるものとする。事業実施者は、当該機器の法定耐用年数の満了時（リース・レンタルによる導入の場合は、貸付期間の満了時とする。）までは、善良な管理者の注意をもって、当該機器を管理するものとする。  
(2) 事業実施者が本事業により購入した機器等の物品の所有権は、当該事業実施者に帰属する。  
(3) 事業実施者が本事業により購入した機器等の物品については、事業実施者において管理簿に登録した上で、当該物品にシールを貼るなどして、本事業による購入物品である旨を明示するものとする。  
また、本事業により導入・設置した機器については、本体や看板等に本事業により導入・設置した旨を明示するものとする。

## 12 財産の管理等

- (1) 事業実施者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。  
(2) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

### 13 財産の処分の制限

- (1) 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- (2) 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- (3) 事業実施者は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ事業実施主体の承認を受けなければならない。
- (4) 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が7の（2）の①の規定により提出された交付申請書に記載している場合は、7の（2）の③の規定による交付決定通知をもって、次の条件により事業実施主体の承認を受けたものとみなす。
  - ① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
  - ② 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- (5) （3）の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

### 14 補助金の経理

- (1) 事業実施者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (2) 事業実施者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (3) 事業実施者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第13号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- (4) 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 15 情報の取扱い

- (1) 事業実施主体の職員及び公募選定委員会の委員は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- (2) 事業実施主体は、事業実施者にも本条の定めを遵守させるものとする。
- (3) 本条の規定は本事業の完了後（交付等要綱第13に基づく事業の廃止の承認を受けた後も含む。）も有効とする。

### 16 特許権等の帰属

本事業を実施することにより発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）は、次の（1）から（4）までの条件の順守を約する確認書を、事業実施主体を通じ、国に提出することを条件に、事業実施者に帰属させることとする。ただし、国は、事業実施者の許諾を得ることなく、提出された著作物等を成果の普及等のために利用し、又は当該目的で第三者に利用させることができることとする。

なお、事業実施者と当該事業の一部を受託する者との間における事業成果の取扱いについては、当該受託事業の開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく事業実施主体を通じて、国に報告すること。

- (2) 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等は無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、そのことに正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後3年間において、事業実施者は、当該特許権等を国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は第三者にその利用を許諾する場合には、事業実施主体を通じて、事前に国と協議して承諾を得ること。

17 収益納付

- (1) 事業実施者は、本事業の実施により相当の収益を得たと認められる場合には、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年の間、別記様式第14号により、各年度における収益の状況を記載した収益状況報告書を、翌年度の6月15日までに事業実施主体に報告するものとする。また、事業実施主体が、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)による報告があった場合には国に報告するものとし、国は、事業実施者が相当の収益を得たと認める場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。  
 また、事業実施主体は、国から収益の納付を命じられた場合には、命じられた金額について、事業実施者に通知し納付させることができるものとする。
- (3) 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、本事業に対する補助金の額を限度とする。また、国は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

18 指導

事業実施主体は、事業実施者に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

19 その他

- (1) この事業実施規程に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、事業実施主体が別に定めるものとする。
- (2) 事業内容についての問い合わせ先  
 株式会社ぐるなび 米の新商品開発事業事務局 kome-kaihatsu@gnavi.co.jp

別表ア

補助対象経費		補助率
1	新商品の開発等に必要な検討・試作品の製造に要する経費	定額
2	新商品の開発・製造等に必要な機器の開発・改良等に要する経費	1/2 以内
3	新商品のプロモーションに要する経費	
	(1) PRのためのパンフレット等の作成	定額
	(2) 試食会等の開催、商談会等の出展	定額
	(3) テストマーケティング	1/2以内

別表イ

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するために必要な会議・商談会・イベント等の開催やテストマーケティング等を行う場合の会場借料に係る経費	
	会場設営費	本事業を実施するために必要な会議・商談会・イベント等の開催やテストマーケティング等を行う場合の設	

		営に係る経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために必要な郵便及び運送に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>切手は物品受払簿で管理すること。</li> </ul>
	借上費	本事業を実施するために必要な事務機器、試験機器等の借上げ経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表ウに掲げるものを除く。</li> </ul>
	印刷製本費	本事業を実施するために必要な資料等の印刷に係る経費	
	広告・宣伝費	本事業を実施するために必要なポスター・チラシ等の作成・配布等に係る経費	
	資材購入費	本事業を実施するために必要な図書及び参考文献に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。</li> </ul>
	原材料費	本事業を実施するために必要な試作品の製造や試験等又はテストマーケティングに使用する原材料に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料は物品受払簿で管理すること。</li> <li>テストマーケティングにおける原材料費の1件当たりの補助金の上限額は100万円とする。</li> <li>認知度向上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。</li> </ul>
	消耗品費	<p>本事業を実施するために必要な次の物品に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物</li> <li>CD-ROM等の少額（3万円未満）の記録媒体</li> <li>試験等に用いる少額（3万円未満）の器具等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品は物品受払簿で管理すること。</li> </ul>
旅費	委員旅費	本事業を実施するために必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために必要な資料の収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に係る経費	
謝金		本事業を実施するために必要な資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>事業実施者の代表者及びこれらに従事する者に対する謝金は認めない。</li> <li>調査員に対する謝金は、実施する調査の種類ごとに実施方法（目的、期間、</li> </ul>



			範囲、対象、調査員数等)を記載した資料を添付すること。
賃金		本事業を実施するために必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施者が雇用した者に対して支払う実働に応じた単価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>雇用通知書等により本事業により雇用し又は従事したことを明らかにすること。</li> <li>補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。</li> <li>実働に応じた対価以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金、各種手当）は認めない。</li> <li>賃金の算定に当たっては、人件費の適正化通知に定めるところにより取り扱うものとする。</li> </ul>
委託費		本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部分の他の者（応募団体が民間企業の場合にあつては、自社を含む。）への委託に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。</li> <li>新商品の開発、試作品の製造等の本事業の根幹をなす業務の全ての委託は認めない。</li> <li>民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。</li> </ul>
役務費		本事業を実施するために必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。</li> </ul>
備品費		本事業を実施するために必要な試験・調査備品に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上の場合とし、該当する設備・備品を1社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。</li> <li>耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が</li> </ul>

			<p>整っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約を締結すること。</li> </ul>
雑役務費	手数料	本事業を実施するために必要な謝金等の振込みに係る経費	
	印紙代	本事業を実施するために必要な委託の契約書に貼り付ける収入印紙(印紙税)に係る経費	
	社会保険料	本事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	本事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤に係る経費	

注1：上記の経費であっても、次に掲げる場合には、補助対象経費の対象外とする。

- (1) 本事業の補助を受けて作成した試作品及び販売促進資材を有償で販売した場合及び認知度向上等を目的として相当数を無償で配布した場合
- (2) 補助事業の有無にかかわらず、事業実施者が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合

2：添付資料について、既に提出している資料から変更がないときは、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別表ウ

補助対象経費（4の（2）に掲げる事業のみ）

費目	細目	内容	注意点
事業費	整備費	本事業を実施するために必要な機器・設備の開発・改良、導入・設置等に係る経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 整備対象となる機器・設備については、次に掲げる要件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 商品の製造量に見合った能力・規模を有すること。</li> <li>(2) 新商品開発事業計画に記載されている製造等を行うために必要なものであること。</li> </ol> </li> <li>2 開発・改良した機器の導入・設置は、原則として、1事業者当たり1件とする（リース・レンタルによる導入を除く。）。</li> <li>3 リース・レンタルによる機器の導入・設置における補助額は、事業実施期間における貸付対象機器の貸付料×1/2以内とする。</li> </ol>